賃貸人（株)エムズ・アシスト（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次の条件により、マンスリー賃貸借契約を締結することとします。

第1条（使用目的・入居者）
1.甲は表記物件の住居の目的で乙に賃借し、乙は、この物件に住民登録等はしないこととします。
2.入居者は、申込書記載の者に限りますが、甲が特に認めた場合は1人あたり光熱費の半額を追加し、入居することができます。
3.入居申込者及び同居人として契約された方以外の入室・利用はできません。
第2条（清掃料等）
1.本契約締結の中に共用部清掃料、標準設置のリネン代等を併せて管理しています。
2.お部屋（個室）の通常清掃料は契約時にお支払いいただきます。通常使用を超えた著しい汚損がある場合、追加請求させていただく事がございます。
第3条（契約期間）
1.契約期間は、契約書の通りとします。
2.乙は契約期間満了後の予約に空きがある場合に限り、再度契約書を提出して延長することができます。
第4条（解約）
鍵の返却は、解約日翌日の午前8時までに甲指定の鍵返却ポストへ返却することとします。
第5条（違約金等）
1.お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として（お申込み～入居15日前まで）10,000円もしくは（入居14日前～入居当日まで）30,000円が発生します。
第6条（駐車場）
1.乙が駐車場を賃借する場合は、乙は、駐車場においての駐車場所、車両、積載物等の管理を行い、個々の車両保険にて対処し、甲はそれらの損害の一切の責任を負わないものとします。
2.地震、噴火、津波、火災、落雷、破損、水害、風災、氷災、雪災、物体の衝突、騒擾等、その他一切を原因とする車両の損害は個々の自動車保険にて対応し、甲はそれらの損害の一切の責を負わないものとします。
第7条（設置備品）
1.設置備品は、「お部屋ご案内ファイル」に記載の備品とします。
2.設置備品はお部屋（個室）に設置してある現状の備品とさせていただき、入居期間中、消耗品類の追加補充は致しません。
3.衛生品（歯ブラシ・髭剃り等）は旅館業法違反になる為、設置しておりません。
4.標準設置備品は退去時、持ち帰ることはできません。
第8条（退室時の精算）
乙の故意過失により、設備備品、室内の造作、設備を毀損汚損した場合は、乙は実費全額を負担することとします。
第9条（反社会的勢力でないことの確約）
甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約します。
1.自らが暴力団団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会勢力」という）ではないこと。
2.甲又は乙が法人の場合は、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう）が反社会勢力でないこと。
3.反社会勢力に自己の名義を使用させ、この契約を締結するものではないこと。
4.自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
　ア　相手に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
　イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
第10条（管轄裁判所）
この契約に基づき、万一訴訟等が生じたときは、この物件の所在地の裁判所を第一審の裁判所とすることについて甲、乙は合意しました。
第11条（その他）
1.冬時期は、給湯器凍結防止の為、ブレーカーを下げないでください。乙の過失により給湯器が凍結した場合の修理費用は、乙の全額負担となりますのでご注意ください。
2.お部屋に設置している「お部屋ご案内ファイル」の諸注意を遵守してください。
3.契約終了後、室内に残留物品等があった場合は、所有権を放棄したものとみなし処分いたします。
4.別紙「ビューステージアサヒ利用承諾書」に乙は同意いたしました。

次ページ「ウィークリーマンスリー業務に関するプライバシーポリシー」へつづく